

さっぽろ受動喫煙防止宣言（案）

皆さまのご意見を募集します

募 集 期 間

令和元年（2019年）12月20日（金）

～令和2年（2020年）1月20日（月）【必着】

札幌市では、平成14年に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」、平成26年に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第二次）」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「喫煙」を位置づけ、喫煙率の低下や受動喫煙対策の推進に取り組んできました。

国は、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）を公布し、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、令和2年4月1日に全面施行します。また、北海道でも「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」の策定に向け検討しております。

改正健康増進法の全面施行を目前にした今、受動喫煙を防止するために市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組みやすい環境をつくること、また一人ひとりの行動を受動喫煙防止の運動として札幌市全体に広めていくことが必要であると考え、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のため行動する決意を表明する「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を行うこととし、宣言の案をまとめました。

つきましては、宣言の策定にあたり参考にさせていただくため、広く市民の皆さまから、ご意見を募集いたします。

本書をご覧のうえ、最終ページにある意見募集用紙、またはこれに準じた様式で、ご意見をお寄せください。なお、お寄せいただいたご意見は、集約したうえで札幌市の考え方とあわせて、別途公表させていただきます。

令和元年（2019年）12月

札幌市保健所

市政等資料番号
01-F06-19-2360

意見募集要領

1 募集期間

令和元年（2019年）12月20日（金）～ 令和2年（2020年）1月20日（月）【必着】

2 提出様式

最終ページの意見募集用紙に、ご意見・お名前・年齢（年代）・ご住所をご記入ください。
※お名前・ご住所等の必要事項をご記入いただければ様式は問いません。

（Eメールやホームページのお問い合わせフォームによる提出についても同様です）

3 意見の提出方法

(1) 郵送・FAX・Eメール

下記「4 提出先・お問い合わせ先」まで

(2) 直接持参される場合

下記「4 提出先・お問い合わせ先」まで

受付時間：平日8時45分～17時15分まで

(3) ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/sengen.html>

札幌市 さっぽろ受動喫煙防止宣言

検索

4 提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健所健康企画課

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル 3階

電話：011-622-5151

FAX：011-622-7221

Eメール：tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

<参考>主な資料（本書・概要版）配布場所

◇保健所（3階 健康企画課）

◇市役所本庁舎（2階 市政刊行物コーナー）

◇各区役所（市民部総務企画課広聴係）

◇各まちづくりセンター ◇各健康づくりセンター

※ご注意

○お電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

○ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所・年齢（年代）をご記入ください。

（ご意見の概要を公表する際は、お名前・ご住所・年齢（年代）は公開しません。）

○ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

目次

第1章	宣言の策定にあたって	・・・	P 1
1	宣言策定の背景		
2	宣言策定の趣旨		
3	宣言の位置づけ		
第2章	宣言の体系等	・・・	P 6
1	宣言の構成と考え方		
2	宣言素案作成の経緯		
3	宣言の表明時期と推進方法		
4	宣言による受動喫煙対策の成果指標		
	「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(案)	・・・	P 9
1	宣言文		
2	宣言に基づく私たちの取組		
参考資料		・・・	P 14
1	各政令指定都市の喫煙率(平成28年国民生活基礎調査)		
2	肺がんの75歳未満がん年齢調整死亡率の推移(札幌市がん対策推進プラン)		
3	受動喫煙による健康影響		

第1章 宣言の策定にあたって

1 宣言策定の背景

平成30年7月に「健康増進法¹⁾の一部を改正する法律」(以下「改正健康増進法」という。)が公布され、望まない受動喫煙²⁾防止を図るため多数の者が利用する施設の類型・場所ごとに講じるべき対策等が定められました。改正健康増進法は平成31年1月から段階的な施行が実施され、令和2年4月に全面施行されます。

北海道においても、受動喫煙対策を一層推進するため「北海道受動喫煙の防止に関する条例(仮称)」の策定が進められているところです。

札幌市では、市民の健康づくりの目標及び取組を示した10年計画である「札幌市健康づくり基本計画『健康さっぽろ21(第二次)』」(以下「健康さっぽろ21(第二次)」という。)を平成26年3月に策定し、「健康寿命³⁾の延伸」、「健康格差⁴⁾の縮小」、「すこやかに産み育てる」を全体目標としました。それらを達成するための8つの基本要素の一つとして「喫煙⁵⁾」が位置づけられており、平成31年2月に、計画前半5年間の進捗状況を踏まえ、後半5年間の重点方針を明らかにするための中間評価を行いました。

「健康さっぽろ21(第二次)」の「喫煙」に関する中間評価では、「妊婦や子どもを受動喫煙の害から守るよう妊娠期から子育て世代に向けた普及啓発を強化し、市民の受動喫煙防止や禁煙の意識の醸成を図ります」、「企業や関係機関と連携した取組を進め、望まない受動喫煙をなくします」を計画後半の方向性とし、「受動喫煙の機会を有する人を減らします」、「妊婦や子どもの受動喫煙をなくします」が強化する取組方針となりました。

これらを踏まえ、改正健康増進法の全面施行を目前にした今、受動喫煙を防止するために市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組みやすい環境をつくること、また一人ひとりの行動を受動喫煙防止の運動として札幌市全体に広めていくことが必要であると考え、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のため行動する決意を表明する「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(以下「宣言」という。)を行うことといたしました。

-
- 1) 【健康増進法】2002年に、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定め、国民保健の向上を図ることを目的として制定された法律
 - 2) 【受動喫煙】人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること(健康増進法における定義)
 - 3) 【健康寿命】健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
 - 4) 【健康格差】「健康さっぽろ21」においては、疾病、障がいの有無、健康への関心の有無、経済的要因など、性差・年齢差以外の健康に影響を及ぼす要因により生じる健康状態の差をいう
 - 5) 【喫煙】人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること(健康増進法における定義)

図 1-1 健康さっぽろ21（第二次）の体系図



図 1-2 「喫煙」について（中間評価における指摘）

今後の重点取組

計画後半の方向性 (2019年～2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や子どもを受動喫煙の害から守るよう妊娠期から子育て世代に向けた普及啓発を強化し、市民の受動喫煙防止や禁煙の意識の醸成を図ります。 ・企業や関係機関と連携した取組を進め、望まない受動喫煙をなくします。
取組方針(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙の機会を有する人を減らします。 ○妊婦や子どもの受動喫煙をなくします。

2 宣言策定の趣旨

札幌市の喫煙率は22.6%（平成28年国民生活基礎調査）であり、政令指定都市の中で最も喫煙率が高い状況にあります。また肺がんの75歳未満がん年齢調整死亡率⁶⁾も、男女ともに全国と比較して高い状況にあります。

たばこ⁷⁾の煙には喫煙する人自身が吸い込む主流煙と火をつけたたばこから発生する副流煙があり、喫煙する人の周囲にいる人々は受動喫煙として副流煙を吸い込むこととなります。たばこの煙には、ニコチン⁸⁾やタール⁹⁾、一酸化炭素¹⁰⁾などの有害物質や約70種類の発がん性物質を含む、約5,300種類の化学物質が含まれており、主流煙より副流煙のほうが有害物質の含有量が多いことがわかっています。¹¹⁾

受動喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群（SIDS）との因果関係を推定するのに十分な科学的根拠があるとされており、子どもたちの命にも関わる問題と言えます。

喫煙率が高い札幌市において、市民の健康を守るためには、まずたばこの煙や受動喫煙の健康への影響を市民全体が正しく理解し、認識を共有することが重要です。さらに市民、各団体や事業者及び行政がそれぞれの立場から、また互いに協力し一体となって、法令順守はもとより、受動喫煙を防止するためのよりよい行動をとることが受動喫煙のない地域社会づくりを推進するために不可欠です。

改正健康増進法においては、施設の類型・場所ごとに、受動喫煙対策を講じることとなりましたが、20歳未満の者の喫煙可能部分への立入禁止などには罰則の定めがなく、また屋外や家庭等において喫煙を行う場合に周囲の状況に配慮する義務などには、配慮の具体的基準は示されていません。受動喫煙防止に必要なことは、罰則の有無に関わらず、各々の受動喫煙防止のための配慮とそれに伴う行動であり、その意識を広め市民全体の運動につなげることが重要です。

そこで、受動喫煙防止のため行動する決意の表明として「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を行い、市民にも国内外から札幌市を訪れる人々にも、快適で健康的な環境となるよう、受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指し、市民、各団体や事業者及び行政が連携協力し、宣言に基づく取組を推進していきます。

6) 【75歳未満がん年齢調整死亡率】年齢構成の異なる地域間でもがんの死亡状況が比較できるように、年齢構成を調整し、地域比較や年次比較を可能にした死亡率（人口10万人あたりの数）

7) この文章中のたばこは紙巻きたばこを指す

8) 【ニコチン】薬理作用により、中枢神経系の興奮と抑制が生じ、心臓・血管系への急性影響をもたらす

9) 【タール】たばこ煙の粒子相の総称。ニコチンや種々の発がん質、発がん促進物質、その他の有害物質を含む

10) 【一酸化炭素】気相に含まれる有毒物質。赤血球のヘモグロビンと強力に結びついて、血液の酸素運搬機能を妨げる（8～10 厚生労働省「最新たばこ情報」 たばこのリスク）

11) 厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）

図2 改正健康増進法の体系

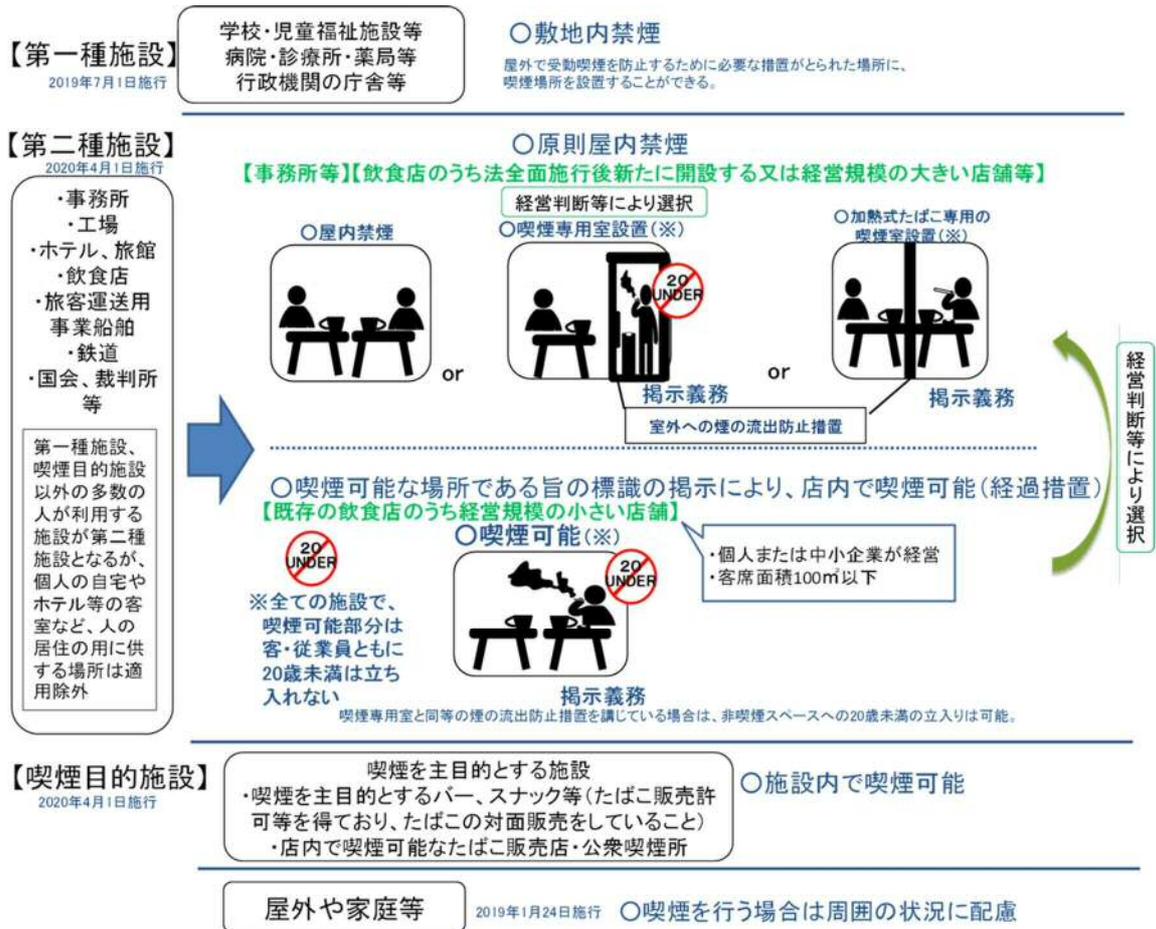


図3 ※「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」の基本的な考え方

1 目的	
受動喫煙防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持	
2 理念	
<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの煙が及ぼす健康への影響を認識し、受動喫煙ゼロの実現を目指し受動喫煙防止対策を推進 ・受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者及び妊婦に特に配慮 	
3 責務	
区分	内容
道	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策を総合的に推進する ・国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図る
道民等	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の正しい知識を持ち、他人に受動喫煙を生じさせないように努める ・20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める ・監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙を生じさせないように努める ・道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める ・従業員等に受動喫煙を生じさせないように努める ・道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する ・道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する

※図3は令和元年9月11日～10月10日に実施されたパブリックコメントの資料からの抜粋であり、参考資料として添付

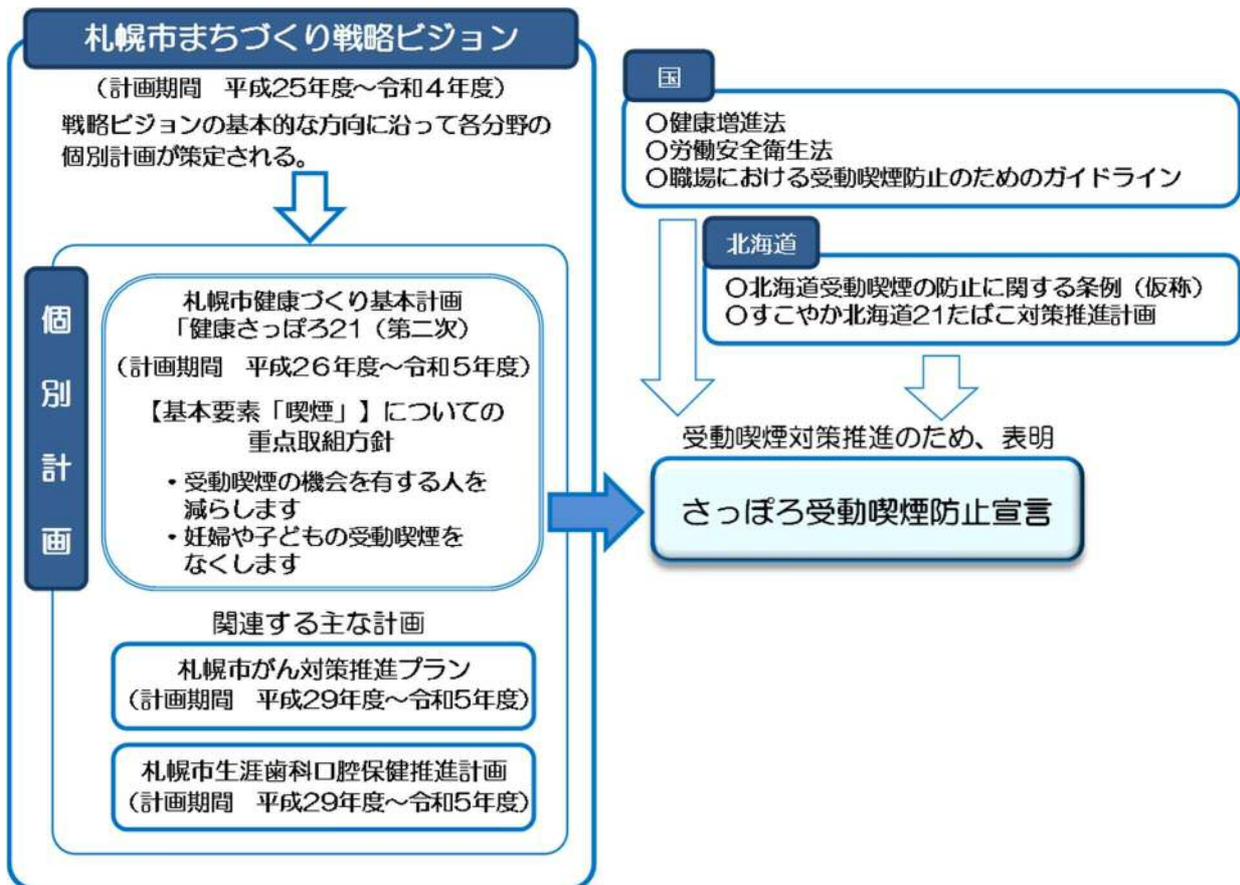
3 宣言の位置づけ

宣言は札幌市の目指すべき姿を表明するものであり、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」¹²⁾の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」に連動するものとして、「健康さっぽろ(第二次)」の基本要素の一つである「喫煙」に係る受動喫煙対策を一層推進することが宣言の重要な役割であると考えます。

札幌市の受動喫煙対策は、改正健康増進法と策定中である「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」などの関係法令を順守し受動喫煙防止のための環境整備を行うことを基本とします。その基本の上で、法令による規制対象となっていない場所等においても受動喫煙を生じさせないように配慮する、という「行動」に焦点を当てたものが宣言となり、宣言により更に対策を推進していきます。

札幌市の受動喫煙対策は、「札幌市がん対策推進プラン」などの関連計画と整合を図り、北海道が策定した「北海道健康増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画」と調和を保つものとしします。

図4 さっぽろ受動喫煙防止宣言の位置づけ



12) 【札幌市まちづくり戦略ビジョン】札幌市の目指すべき姿とまちづくりの方向性を示した基本方針。札幌市の最上位に位置づけられる総合計画。

第2章 宣言の体系等

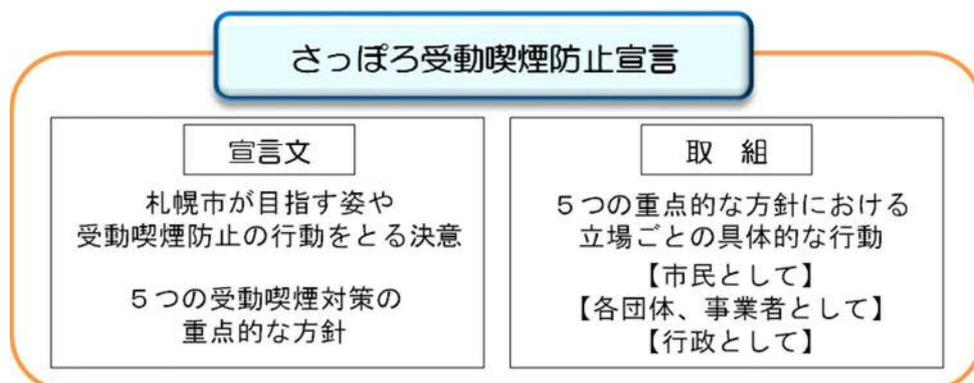
1 宣言の構成と考え方

宣言は、「宣言文」と「宣言に基づく私たちの取組」で構成されます。「宣言文」は、札幌市が目指す姿や受動喫煙防止のために行動し互いに協力することの決意を示し、受動喫煙対策の重点的な方針を含みます。「宣言に基づく私たちの取組」は、それぞれが具体的にどのような行動を起こすことが望ましいかを示しており、受動喫煙対策が同じ方向性で一体となって推進されるためのものです。

宣言文には5つの受動喫煙対策の重点的な方針を下記のとおり示します。なお、重点的なものとして選定した考え方を（ ）内に記載しました。

- **受動喫煙の健康への影響について認識を共有します**
(受動喫煙をなくすためには、市民が受動喫煙の健康への影響を正しく理解し、その認識を共有することが重要です。)
- **これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります**
(自分の意思で受動喫煙を回避することができず、受動喫煙による健康への影響が大きい胎児や子どもたちは、地域社会全体で守ることが重要です。)
- **職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します**
(職場では長時間を過ごすだけでなく、自由にその場を離れることが難しい場合も多いため、受動喫煙が生じないよう事業者がルールを明確にし、協力し合うことが重要です。)
- **受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します**
(札幌を訪れる人が快適に過ごせる環境は、市民にとっても快適な環境です。そのような環境づくりを推進することが重要です。)
- **禁煙したい人を応援します**
(禁煙したいと思っている人が禁煙できるよう支援することも重要です。)

図5 宣言の構成



2 宣言素案作成の経緯

宣言は、市民、各団体や事業者及び行政がそれぞれの立場で受動喫煙防止のため行動するとともに、連携して受動喫煙対策を推進するためのものであることから、宣言の素案検討にあたり、様々な立場の方のご意見が生かされるよう、札幌市の附属機関である「札幌市健康づくり推進協議会」に新たに「受動喫煙対策部会」を設置しました。受動喫煙対策部会は札幌市健康づくり推進協議会委員10名と臨時委員5名で構成されます。

受動喫煙対策部会は宣言素案の検討を目的とし、令和元年7月の第1回部会から、これまでに3回の部会を開催しました。

さらに、庁内において、受動喫煙対策に係る関係課長会議を3回開催し、宣言素案について意見交換を行いました。

「受動喫煙対策部会」委員名簿（五十音順・敬称略）

氏名	所属	臨時委員
相内 雄介	市民公募委員	
梶 重雄	一般社団法人札幌ハイヤー協会 常務理事	臨時委員
北 圭一	札幌市小学校長会 会計（札幌市立北九条小学校長）	
島口 義弘	札幌狸小路商店街振興組合 理事長	臨時委員
高橋 一行	一般社団法人札幌歯科医師会 理事	
田畑 隆政	一般社団法人札幌薬剤師会 副会長	
◎玉腰 暁子	北海道大学大学院 医学研究院 社会医学分野 公衆衛生学教室 教授	
○土肥 勇	一般社団法人札幌市医師会 地域保健部長	
豊田 直美	NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ 代表理事	臨時委員
南保 百合子	札幌市北区連合町内会女性部連絡協議会 会長	
西田 史明	札幌商工会議所 理事・中小企業相談所長	
細川 慎平	一般社団法人札幌観光協会 総務グループ課長	臨時委員
皆川 智司	市民公募委員	
宮崎 由美子	公益財団法人北海道労働保健管理協会 専務理事	
森田 俊男	一般社団法人札幌市食品衛生協会 理事	臨時委員

◎は部会長、○は副部会長
会議の開催結果については、札幌市ホームページに掲載しております。

3 宣言の表明時期と推進方法

宣言は、令和元年度中の表明を予定しており、令和2年度から具体的施策を推進します。広報さっぽろやホームページ等、事業者組合や各団体等への通知などにより、宣言を広く周知し取組への協力を呼びかけます。

4 宣言による受動喫煙対策の成果指標

宣言の表明による成果を検証していくことは、受動喫煙対策の充実のため必要なことであると考えます。そのため、「健康さっぽろ21（第二次）」中間評価の基本要素「喫煙」のうち、受動喫煙対策に係る指標を成果指標とします。

図6 基本要素「喫煙」の中間評価において設定された目標値

項目	指標	現状値（H29）	目標値（R5）
受動喫煙の機会を有する人の減少	受動喫煙の機会を有する人の割合		
	家庭	14.9%	3%
	職場	20.8%	受動喫煙のない職場の実現
	飲食店	44.9%	15%
	行政機関	3.1%	0%
	医療機関	3.9%	0%
妊婦の受動喫煙をなくす	妊婦の受動喫煙に配慮する人の割合	93.4%	100%
子どもの受動喫煙をなくす	育児期間に受動喫煙に配慮する人の割合	95.2%	100%

※現状値は平成29年度実施「健康づくりに関する市民意識調査」による

さっぽろ受動喫煙防止宣言（案）

1 宣言文

さっぽろ受動喫煙防止宣言

私たちのまち さっぽろは
ライラック薫るさわやかな空気のまちです

私たちさっぽろ市民は このまちで
子どもたちが健やかに成長すること
誰もが快適に過ごせることを願っています

私たちは 受動喫煙防止のため
次のとおり自ら行動し
互いに協力する輪を広げていくことを宣言します

- ・受動喫煙の健康への影響について認識を共有します
- ・これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります
- ・職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します
- ・受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します
- ・禁煙したい人を応援します

2020年 月 札幌市

2 宣言に基づく私たちの取組

宣言に基づく私たちの取組

全ての市民は、家庭の一員として地域社会の一員として、それぞれの役割や立場において、受動喫煙から互いを守る取組を推進します。

市民が所属する各団体及び事業者は、その活動において、受動喫煙のない地域社会づくりに貢献する取組を推進します。

更に、市民、各団体や事業者及び行政は、各々が主体的に以下の取組を実施するとともに、互いに連携協力し一体となって、受動喫煙のないまちを目指します。

～受動喫煙について理解し、配慮しましょう～

・ 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します

【市民として】

・ 受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、家庭や職場、公共の場所などで他の人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します。

・ 子どもたちや妊婦、患者などの受動喫煙の健康への影響が大きい人に特に配慮する必要があることを認識します。

【各団体や事業者として】

・ 市民が受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう働きかけ、行政が行う周知啓発活動に協力します。

【行政として】

・ あらゆる機会を活用し、市民が受動喫煙の健康への影響について正しい知識を得ることができるよう周知啓発します。

・ 子どもたちが将来にわたって自らの健康を自ら守るため、受動喫煙や喫煙の健康への影響を学ぶ環境を作ります。

・ 受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、各団体や事業者と連携し、市民に周知啓発を行います。

～子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守りましょう～

・ これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります

【市民として】

- ・ 子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。
- ・ 公園や通学路など、子どもたちが多い場所では喫煙しません。
- ・ 子どもたちや妊婦が受動喫煙にさらされることのないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。
- ・ 保護者等は、子どもたちが受動喫煙にさらされることのないよう、子どもたちと同室の空間や子どもたちが同乗する車内では喫煙しません。

【各団体や事業者として】

- ・ 子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、特に配慮します。また、喫煙ルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。

【行政として】

- ・ 保護者等を受動喫煙が胎児や子どもたちの健康に与える影響を伝えるなど、子どもたちの健康を守るための知識を得る機会や情報を提供します。
- ・ 子どもたちや妊婦の近くでの喫煙及び歩きたばこをしないよう周知啓発します。

～互いに協力し、職場での受動喫煙をなくしましょう～

・ 職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します

【市民として】

- ・ 職場では、事業者等の施設管理者が決めた施設内での喫煙ルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。

【各団体や事業者として】

- ・ 事業者は、職場で受動喫煙が生じないよう健康増進法を順守し、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で定められた受動喫煙対策の措置をとるよう努力します。
- ・ 各団体や事業者等の施設管理者は、受動喫煙を防止するため施設内の喫煙ルールを明確にし、周知徹底を図ります。

・事業者は、労働者の健康を増進する取組や、20歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行います。

【行政として】

・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」による職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。

～さっぽろを訪れる人にも市民にも快適な環境を目指しましょう～

・ 受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します

【市民として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。

【各団体や事業者として】

・施設管理者は、利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口に施設の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）をわかりやすく表示します。

・施設管理者は、利用者に受動喫煙を生じさせないよう施設の出入口に吸い殻入れを置かないなどの配慮をします。

・飲食店は、宣伝や広告を行う際には、店内の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）を明記します。

・イベント等では、国内外からさっぽろを訪れる人にも喫煙ルールがわかるよう周知します。

【行政として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守ることや受動喫煙を生じさせないよう配慮することを、市民や国内外からさっぽろを訪れる人に周知啓発します。

・飲食店等の施設内の喫煙環境をわかりやすく表示するための、情報提供等を行います。

～禁煙に取り組む人に協力しましょう～

・ 禁煙したい人を応援します

【市民として】

・家庭でも職場でも、身近な人が禁煙をするときには、禁煙が継続できるよう協力し

ます。

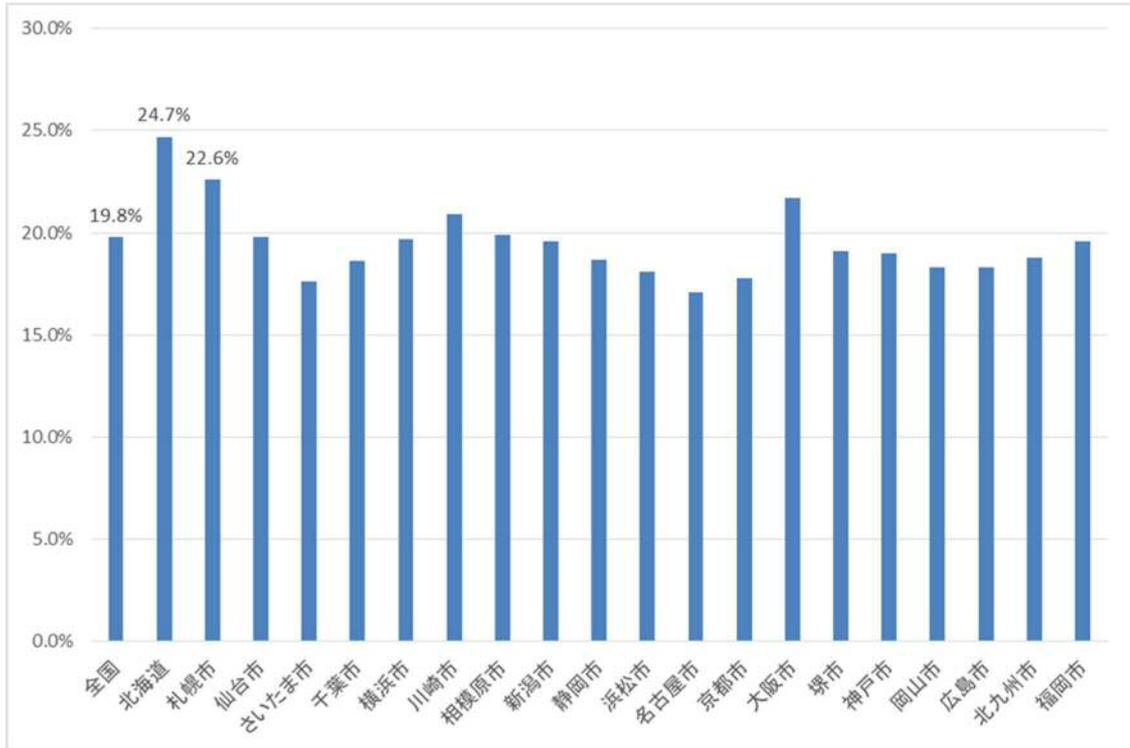
【各団体や事業者として】

【行政として】

・禁煙したいと思う人が禁煙に取り組めるよう禁煙外来などの情報提供を行い、禁煙が継続できるよう支援します。

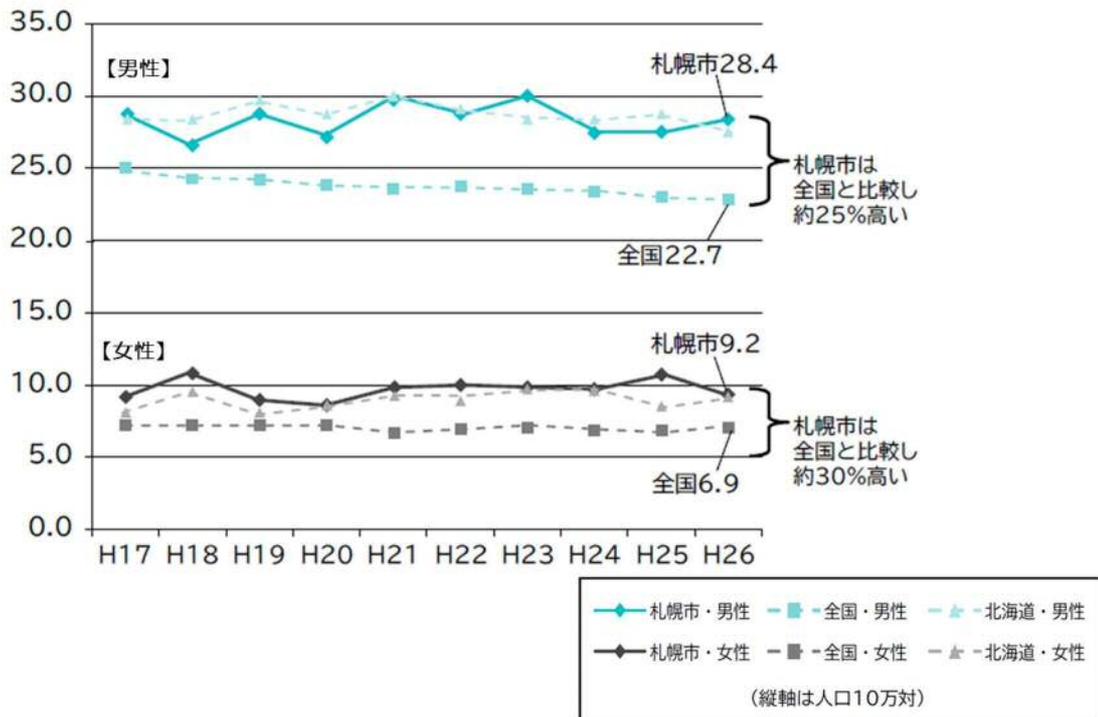
参 考 資 料

1 各政令指定都市（熊本市を除く 19 市）の喫煙率



平成 28 年国民生活基礎調査より

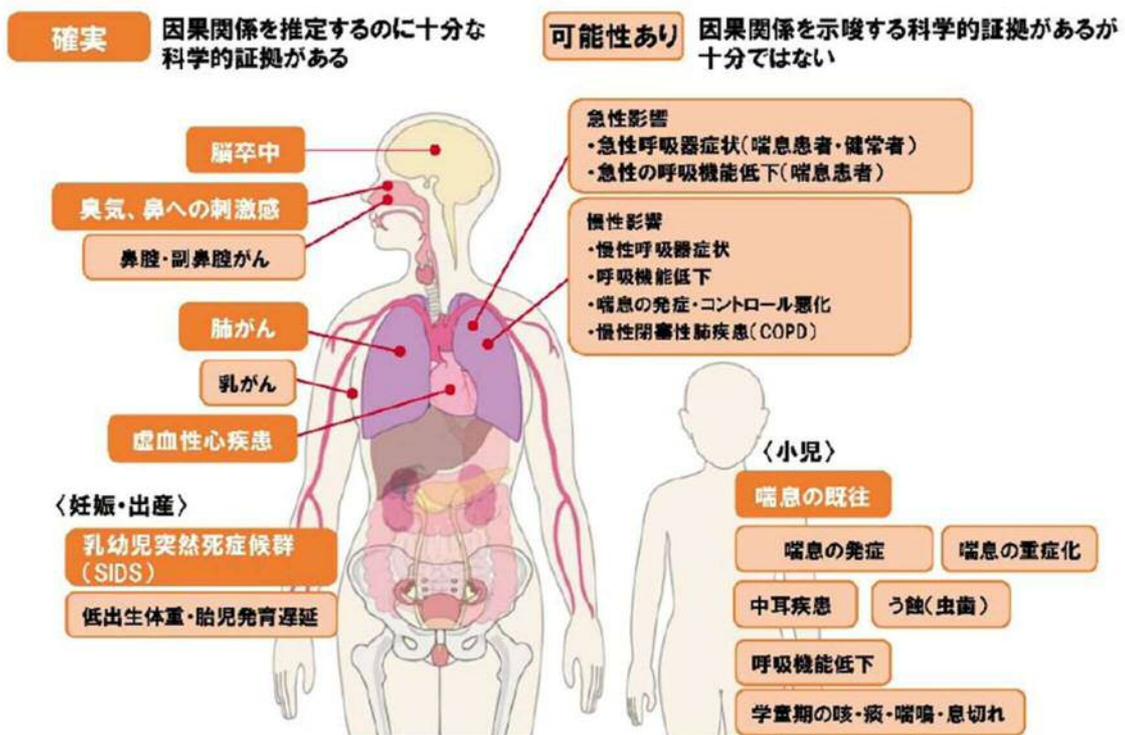
2 部位別がんごとの肺がんの 75 歳未満がん年齢調整死亡率の推移



札幌市がん対策推進プラン（2017年度～2023年度）より

3 受動喫煙による健康影響

2016年の厚生労働省の検討会報告書によると、受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、不快な臭気、鼻への刺激感、喘息の既往が報告されています。そのほか、受動喫煙との関連が「可能性あり」と判定された病気には、乳がん、低出生体重・胎児発育遅延、喘息の発症や重症化、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などがあります。



「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」（厚生労働省、平成30年5月）より

裏面がご意見募集用紙となっております

さっぽろ受動喫煙防止宣言(案) ご意見募集用紙

札幌市保健福祉局保健所健康企画課 FAX 011-622-7221
[さっぽろ受動喫煙防止宣言(案)の意見募集]

※どの項目へのご意見かが分かるようにご記入ください。

項目名	ご意見

(お名前)

(年齢) 該当する番号に○を付けてください。

- ①19歳以下 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代
⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

(ご住所)

令和2年(2020年)1月20日(月)必着で、持参または郵送、FAX、Eメールなどにより提出してください。

◆札幌市保健所健康企画課◆ 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

TEL: 011-622-5151 FAX: 011-622-7221

Eメール: tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

ホームページ: <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/sengen.html>

- ※ 持参の場合、受付時間は平日の午前8時45分から午後5時15分までです。
- ※ 電話による受付は行っていません。
- ※ お名前、ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。